

例1 令和5年所得よりも、令和6年所得が減少した場合

例 世帯主・配偶者・子供1人の3人世帯の場合

令和5年中の所得



>

令和6年中の所得



推計所得税額 60,000
定額減税可能額 90,000
※所得税分のみ

調整給付 **30,000**

所得税額(実績) 45,000
定額減税可能額 90,000
※所得税分のみ

調整給付 **45,000**

定額減税可能額 = (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) × 3万円

差額の**2万円**を不足額給付として給付
※端数は1万円単位切り上げ

例2 令和5年所得がなく、令和6年所得がある場合

例 令和6年中に新規就職し所得税が発生した場合

令和5年時点 学生



推計所得税額 0
定額減税可能額 0
→ 定額減税対象外のため
調整給付 **0**

令和6年時点 社会人



所得税額(実績) 60,000
定額減税可能額(所得税分) **30,000**
定額減税可能額(住民税分) 10,000
調整給付 **10,000**

... 所得税分については、
所得税額から減税

定額減税可能額(所得税分) = (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) × 3万円

定額減税可能額(住民税分) = (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) × 1万円

住民税分の**1万円**を不足額給付として給付

例3 令和6年中に扶養親族が増えた場合

例 子どもが生まれたことで、扶養親族が増加した場合

当初給付算定時



推計所得税額 60,000
定額減税可能額 90,000
※所得税分のみ

調整給付 **30,000**

不足額給付金 算定時



所得税額(実績) 60,000
定額減税可能額 120,000
※所得税分のみ

調整給付(実績) **60,000**

定額減税可能額 = (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) × 3万円

差額の**3万円**を不足額給付として給付
※端数は1万円単位切り上げ

例4 税の更正(修正申告)により、令和6年度分個人住民税所得割が減少した場合

例 令和6年度個人住民税の修正申告等により、個人住民税(所得割)が減少した4人家族の場合

令和6年度住民税
調整給付時

個人住民税(所得割) 40,000
定額減税可能額 40,000
※住民税分のみ

調整給付時 **0**

令和6年度住民税
不足額給付時

個人住民税(所得割) 30,000
定額減税可能額 40,000
※住民税分のみ

不足額給付時 **10,000**

定額減税可能額 = (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) × 1万円

住民税分の**1万円**を不足額給付として給付
※端数は1万円単位切り上げ